

2012年2月 第49号

ひと ひと  
女と男発行/沖縄市役所市民部平和・男女共同課  
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26-1  
TEL (098) 929-3147 (直通)  
FAX (098) 939-1222

## 沖縄市男女共同参画推進条例 制定

**= 平成 23 年 12 月 21 日から施行されました! =**

なぜ沖縄市男女共同参画推進条例が必要なのか？

「条例」は、市で制定する決まりごとをいいます。

これまで沖縄市では、誰もが安心して生き生きと暮らせる男女共同参画社会に向けて、さまざまな取組を進めてきました。

しかし、長い歴史の中で形成された性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく課題がまだ残されています。

国の男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に対し、男女共同参画社会の形成を促進するため、施策を策定し、実施することを求めています。

沖縄市でも、まちの特性を活かし、誰もが性別、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える男女共同参画社会を目指すことが必要です。そのためには、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者、事業者等がみんなで協力し合うことが大切です。

そこで、みんなが一体となって取り組むための考え方などを条例としてまとめました。

「参画」とは単に参加するだけでなく、方針決定、企画立案の過程などから積極的に加わることです。

### 基本理念 (第3条)

男女共同参画を推進するための基本的な考え方を定めています。

#### 1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。

#### 2. 社会における制度又は慣行についての配慮

男女が、社会で活動するとき、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。

#### 3. 意思決定過程への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。

#### 4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。

#### 5. 国際的協調

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。



**市の取組み (第10条~第14条)**

市が実施する基本的な施策について定めています。

**調査研究 (第12条)**

・市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

**反映**

**男女共同参画計画の策定 (第10条)**

・男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。



**公表 (第11条)**

・市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

**市民等の理解を深めるための措置 (第13条)**

・市は、男女共同参画の推進に関して、市民、教育関係者及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、交流及び活動の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

**苦情及び相談の対応 (第14条)**

・市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

**反映**

**男女共同参画懇話会 (第15条)**

・市長は、男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させるため、沖縄市男女共同参画懇話会を置く。

### 市、市民、教育関係者、事業者等の責務（第4条～第7条）

男女共同参画の推進には、それぞれが役割を果たし、協働していくことが大切です。

#### 市の責務（第4条）

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。
- ・男女共同参画の推進に関する施策の実施は、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携して取り組みます。

#### 市民の責務（第5条）

- ・男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ・市が実施する施策に協力しましょう。

### 協働

#### 教育関係者の責務（第6条）

- ・男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育に努めましょう。
- ・市が実施する施策に協力しましょう。

#### 事業者等の責務（第7条）

- ・事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めましょう。
- ・市が実施する施策に協力しましょう。

### 性別による人権侵害の禁止（第8条）

社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により人権侵害をしてはいけません。

#### 1. 性別による差別的取扱い

個性や能力ではなく、男性・女性という性別を理由にして、不利益な扱いを行うことです。例えば、「男性は主要事業、女性は補助事業」などと決めることや、性別を理由とした賃金や昇進の格差などを示します。

#### 2. 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

暴力とは、殴る蹴る等の身体的暴力だけでなく、望まない性的行為の強要や、威嚇、無視、言葉による暴力、行動の制限などの精神的暴力も含まれます。

#### 3. その他性別により人権を侵害する行為

セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春等の人権を侵害する行為を言います。



### 公衆に表示する情報に関する配慮（第9条）

第8条に掲げる行為を正当化し、又は助長させるような表現は避け、伝えたい内容にあった表現を心がけましょう。

○正当化し、又は助長させるような表現

男性と女性が対等に扱われていない偏ったイメージや人格を無視したイラストや表現です。

- (例) ・女性はエプロン姿、男性は背広にネクタイ
- ・医師は男性だけ、看護師は女性だけ
- ・女性の性的あるいは外見的な側面を強調



# 沖縄市・浦添市女性団体連絡協議会 交流会

場所：沖縄市社会福祉センター（沖縄市男女共同参画センターとの複合施設）



活発な意見交換会が行われました。



平成23年9月16日(金)、沖縄市女性団体連絡協議会と浦添市女性団体連絡協議会の交流会が開催されました。交流会では、会場となった沖縄市社会福祉センターと沖縄市男女共同参画センターの施設説明があり、その後、両協議会に加盟している団体の活動内容紹介がありました。質疑応答の中では、沖縄市女性団体連絡協議会や加盟団体のセンター活用についての質問が出ていました。また、男女共同参画を推進していくためには、男性の力だけでなく、女性の力も大きいため、今後も情報交換をしていきながら共に頑張っていきたいと話されていました。

## 沖縄市女性団体連絡協議会 沖縄市中心市街地循環バスツアー

沖縄市女性団体連絡協議会が企画した沖縄市中心市街地循環バスツアーが平成23年11月29日(火)に開催されました。バスツアーは、沖縄市役所前から出発。二班に分かれて、中心市街地循環バスのコースや利用状況と市街地の空店舗や人通りの状況を確認し、沖縄市老人福祉センター寿楽園にて、バスツアーに参加して感じたことや市街地活性化のために何をしたらいいのか、何ができるのかなどの意見交換が行われました。



出発前に全員で記念撮影

催し物の会場まで分かりにくく、迷路みたいになっているので、案内板があった方がいい。

活性化のために若い人の意見を聞いてみては。



店舗周りを掃除し、綺麗にした方が人が集まりやすいのでは。

沖縄市老人福祉センター寿楽園にて

### 視察場所

1班 ミュージックタウン・一番街・沖縄市生涯学習課事業運営施設

2班 コリンザ・パークアベニュー・バルミラ通り・沖縄市生涯学習課事業運営施設

## 平成23年度「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」平成23年11月14日(月)～18日(金)

平成23年11月14日(月)～18日(金)まで沖縄市役所1階の市民ロビーと沖縄市男女共同参画センターにて、平成23年度「女性に対する暴力をなくす運動パネル展」を実施いたしました。

沖縄市男女共同参画センターでは、「女性に対する暴力をなくす運動」に関連するDVDの上映やデートDV防止について考える講座も開催いたしました。女性に対する暴力のみならず、相手が恋人や親しい人であっても暴力は決して許されるものではありません。暴力をすることで、相手に自分の考えを押し付けるのではなく、相手の気持ちを尊重できる関係を築けることが男女共同参画社会に近づく第一歩です。

